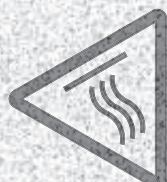
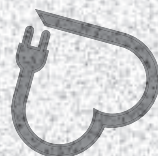
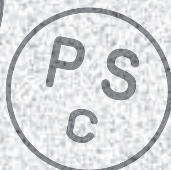
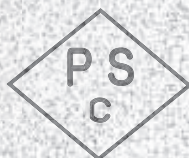




第5章

販売・サービス上の

関連法規



5-1. 独占禁止法①

必修ポイント① 独占禁止法の目的と主要項目

●独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の目的

・自由競争市場において「公正かつ自由な競争を推進すること」を目的に定められた法律であり、一般消費者の利益を確保するとともに、市場の健全な発展を促進するのが狙い。

●独占禁止法の3つの柱

①私的独占の禁止：市場で大きな力を持つ事業者やグループがほかの事業者を支配、排除することで市場を独占しようという行為は禁止されている。例えば、株式保有や取引上優越した地位を利用してほかの事業者を支配したり、**ダンピング***①や取引先を拘束することで新規参入者を排除する行為などがこれに当たる。

②不当な取引制限の禁止：カルテルや入札談合など、人為的行われる競争を制限する行為は禁止されている。「カルテル行為」は、同業者が集って価格や販売数量などを共同で取り決め、競争しないことに合意すること。複数の小売業者(販売店)が配送料金や修理料金を話し合いで統一するようなケースもカルテル行為として不当な取引制限に当たる。また「入札談合」は公共事業などに関する入札時に、事前に受注事業者や受注額などを決定すること。③不公正な取引方法の禁止：公正な競争を阻害する恐れがある取引は禁止されている。すべての業種に適用される「一般指定」と特定の事業者や業界を対象とする「特殊指定」がある。なお、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法(大規模小売業告示)」(P246参照)は特殊指定である。

必修ポイント② 不公正な取引方法の主な規制

・不公正な取引方法として一般指定で挙げられている、課徴金の対象となる行為は次の通り。

①差別対価・取引条件等の差別取り扱い：メーカー(または販売会社)が、合理的な理由がないにもかかわらず、小売店に対して納入価格やそのほか取引条件を不当に差別すること。ただし、書籍、雑誌、新聞、音楽ソフト等の著作物は適用外である。

②不当廉売：キズ物や生鮮食品や季節商品でない原価割れ販売のうち、ほかの業者への影響が大きいもの。小売店の場合、継続的に仕入価格を割るような販売価格を設定したために活動が困難になる恐れがある行為がこれにあたる。

③非価格制限行為(拘束条件付取引)：取引において、取引相手の事業活動を拘束する条件を付ける行為。メーカー(または販売会社)が小売店に対し、**テリトリー制**のように一定のエリアを割り当て、エリア外の販売を制限することなどがこれにあたる。

④不当な抱き合わせ販売：不当にほかの商品やサービスを一緒に買わせる行為。競争力のある商品に売れない商品をセットにして販売し、単品では買えないようにすること。

⑤再販売価格の拘束：メーカーが、再販売価格(小売価格)を小売業者に示し、自由な価格設定を行えなくさせること。ただし、音楽CDや雑誌などは、著作物と公正取引委員会(公取委)の指定を受けた商品(指定再販商品)なので適用されない。

⑥ぎまんの顧客誘引・不当顧客誘引：虚偽または誇大な広告表示によって、顧客を誘引したり過大な景品を付けて商品を販売すること。

⑦優越的地位の濫用：取引上、優越した地位を利用して、説明のつかない協賛金や店員の派遣を取引先に強要すること。具体例としては大規模小売業者などがその立場を利用して、納入業者に不当に「従業員の派遣」「協賛金などの負担」「返品」などを強要すること。

⑧排他条件付取引：他のメーカーと取引してはならないと条件を付けて取引を行うなど、競争相手の取引の機会や新規参入を不当に妨げる行為。

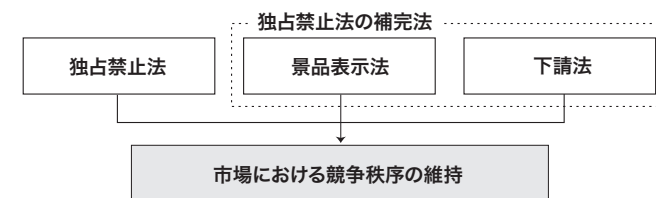
⑨共同の取引拒絶：競争関係にある事業者同士が共謀して、ある事業者に対する取引を拒絶したり、取引する商品の数量を制限するような行為。また、ほかの事業者に対してそれを強要するような行為。

⑩不当高価購入：不当に高い対価で商品を購入し、ほかの事業者の事業活動を困難にさせるような行為。

⑪競争者に対する取引妨害：事業者が、競争者とその取引の相手方との取引について、契約成立の阻止や契約不履行の誘引など、そのほかいかなる方法であるかを問わず、不当に妨害する行為。

⑫競争会社に対する内部干渉：事業者が競争関係にある会社の株主や役員などに、金銭や地位を与える約束をして方針に反する行動をさせるなど、競争相手の不利益となる行為をするように誘引したり、強制する行為。

●独占禁止法の目的と規制内容



🔑 用語解説

*①ダンピング…不当廉売。正当な理由がないにもかかわらず、小売業者が仕入れ原価を著しく下回る価格である一定期間以上販売し、ほかの事業者の事業活動を困難にさせる恐れがある行為